

# I P 通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2023年8月4日現在

～2023年8月3日

2023年8月4日～

<p>目次（略）</p> <p>第1条～第14条（略）</p> <p>（当社が行う I P 通信網契約の解除）</p> <p>第 15 条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項に規定するほか、I P 通信網契約者に提供した I P 通信網サービスについて、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、その I P 通信網契約を解除することがあります。</p> <p>4～5（略）</p> <p>第16条～第52条（略）</p> <p>別記（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第14条（略）</p> <p>（当社が行う I P 通信網契約の解除）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項に規定するほか、I P 通信網契約者に提供した I P 通信網サービスについて、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたもの <u>又は特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれの高いもの</u>として解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、その I P 通信網契約を解除することがあります。</p> <p>4～5（略）</p> <p>第16条～第52条（略）</p> <p>別記（略）</p> <p><u>附 則（令和5年7月31日 C A S 企第 000400001055-01 号）</u></p> <p><u>この改正規定は、令和5年8月4日から実施します。</u></p>
--	---